

公益社団法人日本語教育学会  
文部科学省委託事業成果活用特別委員会設置運営規程

制 定 2020年3月22日  
2019年度第5回理事会

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本語教育学会（以下「本会」という。）定款第42条の規定に基づき本会が受託した文部科学省委託「外国人児童生徒等教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム開発事業」の業務完了後に、本会の研究・教育実践の発展及び社会的貢献をめざして、同事業の調査で得られた資料や実践成果を分析・検討・公開することに関し、所掌する文部科学省委託事業成果活用特別委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(設置及び種別)

第2条 委員会は、理事会の議を経て、本会の文部科学省委託事業成果活用特別委員会として設置する。

2 委員会の設置期間は、2020年4月1日から2025年3月31日までとする。

(所掌業務)

第3条 委員会は、本委託事業で得られた資料及び実践成果を管理し、その分析・検討を行い、その結果を公開してモデルプログラムの普及を推進する。

2 前項の資料および実践成果の利用とその分析・検討結果の公開は、本委員会委員が、別途定める「文部科学省委託事業成果活用特別委員会資料・実践成果の利用に関する要領」に基づき適正に行うものとする。

(委員)

第4条 委員は、本文部科学省委託事業特別委員会（2019年4月1日～2020年3月31日）の委員12名とし、会長がこれを委嘱する。

(委員会の運営)

第5条 委員会には委員長及び副委員長を置く。委員長は、理事会の指名により、副委員長は委員長の指名により、選出する。

2 委員会における所掌業務の分担、その他委員会の運営に関することは、委員会において決める。

(委員会の招集及び議事)

第6条 委員会の招集は、委員長が行う。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、委員会を開くことができない。

3 委員長は、委員会業務の進捗状況を適宜理事会及び常任理事会に報告するものとする。

(費用)

第7条 委員には、業務に関わる交通費等の費用を支払う。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、本会事務局において行う。

(雑則)

第9条 この規程の実施に必要な事項は、理事会の議を経て、会長が定める。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。